

(証券コード9643)
令和4年6月3日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅四丁目5番28号
中日本興業株式会社
代表取締役社長 服 部 徹

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、令和4年6月21日(火曜日)当社営業時間終了の時(午後6時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|--------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和4年6月22日(水曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時予定) |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中村区名駅四丁目11番27号
シンフォニー豊田ビル 2階
「ミッドランドスクエア シネマ2」 |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | | 第89期 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで) 事業報告、計算書類の報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票に代えさせていただきますので、お手数ながら同用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nakanihonkogyo.co.jp/#NNK>) に掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会の決議ご通知は、株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたしますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

- ◎新型コロナウイルス感染防止への対応については、2ページをご参照ください。
- ◎議決権を行使していただきました株主様に 映画観賞券 を後日送付させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止 への対応について

【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会への出席について、慎重なご判断をお願いいたします。

株主総会ご出席の際は、マスクの着用、アルコール消毒液の使用をお願いいたします。

株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【当社の対応について】

株主総会日時点での流行状況によっては、以下の措置を講じる場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

- ・株主総会の運営スタッフは体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・会場入口付近でサーモグラフィーによる検温をさせていただき、発熱があると認められる株主様、体調不良と思われる株主様は、ご入場をお断りすることがございます。

議決権を行使していただきました株主様に、映画観賞券を後日送付させていただきます。(株主総会当日の配布はございません。)

※今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nakanihonkogyo.co.jp/#NNK>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 令和4年6月21日(火曜日) 午後6時到着分まで

株主様の安全確保および感染防止のために、可能な限り書面（郵送）による議決権行使をお願いいたします。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 令和4年6月22日(水曜日)
午前10時（受付開始：午前9時予定）
場所 名古屋市中村区名駅四丁目11番27号
シンフォニー豊田ビル2階
「ミッドランドスクエア シネマ2」

上記のいずれかの方法により議決権行使していただいた株主様に、映画観賞券を後日送付させていただきます。

（令和4年7月下旬発送予定）

- ※ 有効に行使された議決権に限り対象とさせていただきます。
- ※ 議案の賛否は一切問いません。
- ※ 書面にて議決権を行使されます株主様は、行使期限にご注意願います。
- ※ 株主総会に出席いただいた株主様にも、同様に後日送付させていただきます。
- ※ 株主総会当日での配布はございませんので、予めご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、政府の対策による新型コロナワクチン接種率の向上等もあり、景気は徐々に回復傾向が見られました。新種株の発生により再び感染者数の増加もあり、経済・社会活動など先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと当社では、引き続き政府・自治体および関係団体からの新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のガイドラインに基づき、安心・安全な環境を提供し、一層のサービス向上に努めてまいりました。

この結果、売上高は27億58百万円(前年同期比40.6%増)、営業損失は2億43百万円(前年同期は営業損失3億91百万円)、経常損失は1億18百万円(前年同期は経常損失3億11百万円)、当期純損失は2億2百万円(前年同期は当期純損失3億26百万円)となりました。

以下、事業別の概況をご報告申し上げます。

【シネマ事業】

映画業界では、同感染症拡大の影響による2度の緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置が発出されたことにより、お客様のマインドの回復には未だ至りませんでした。また、洋画につきましては、公開延期が重なり、大きく影響を受けることとなりました。

そのような中、邦画・アニメ作品が貢献した結果、令和3年の全国入場人員は前年比8.2%増の1億14百万人、興行収入は同13%増の1,618億93百万円となりました。

全国のスクリーン数については、前年より32スクリーン増加の3,648スクリーンとなりました。

当社シネマ部門では、10月からは「緊急事態宣言」が解除されたことに伴い、レイトショーの上映を再開させるなど、コロナ前の営業体制に戻り、よりの確かつ迅速な番組編成を実施することで、売上の最大化を目指してまいりました。

3月には、「ミッドランドスクエア シネマ」オープン15周年を迎える

にあたり、一部設備のリニューアル、各種記念イベントを実施し、お客様に感動の提供を行ってまいりました。

当事業年度の公開作品数は、邦画163作品、洋画94作品、アニメ86作品、ODS(映画以外のデジタルコンテンツ)174作品の合わせて、517作品(前期末比127作品増)を上映いたしました。

主な上映作品としまして、邦画では、4月公開「るろうに剣心 最終章 The Final」、7月公開「東京リベンジャーズ」、9月公開「マスカレード・ナイト」、11月公開の「ARASHI Anniversary Tour 5×20 FILM “Record of Memories”」、洋画では、8月公開「ワイルド・スピード ジェットブレイク」、10月公開「007/ノー・タイム・トゥ・ダイ」、12月公開「ヴェノム レット・ゼア・ビー・カーネイジ」、1月公開の「スパイダーマン ノー・ウェイ・ホーム」、アニメでは、4月公開「名探偵コナン 緋色の弾丸」、6月公開「機動戦士ガンダム 閃光のハサウェイ」、7月公開「竜とそばかすの姫」、12月公開の「劇場版 呪術廻戦0」、ODSでは、11月公開「劇場版 舞台『刀剣乱舞』 虎伝 燃ゆる本能寺」、6月公開「シネマ歌舞伎 鬨賣戀曳綱」、1月公開の「中島みゆき 劇場版 ライヴ・ヒストリー 2007-2016 歌旅～縁会～一会」などの番組を編成いたしました。

また、お客様参加型のトークイベント付上映会の実施や、サブスクリプション型のサービスに参加をするなど、映画文化の活性化を進めるための活動を始め、8月からはお笑いライブ「よしもと名駅四丁目ライブ」もスタートさせ、バラエティに富んだラインナップを揃えてまいりました。

飲食部門では、10月1日に「LA BOBINE ガレットカフェ」を「ミッドランドシネマ ドーナツ ファクトリー」へ生まれ変わらせ、ふんわりもっちりのドーナツを提供させていただき、映画館においても販売するなど、営業の改善を図ってまいりました。また、映画とのコラボレーション企画を実施し、店舗装飾や商品開発するなど、お客様に喜んでいただきました。名古屋市中種区の「覚王山カフェJi.Coo.」では、安心できる食材や製法にこだわったメニューの開発をし、「おいしさ」の追求を図っていき、お客様に満足いただける店舗創りに努めてまいりました。

その他、新たな試みとして参加しておりますアニメ「シキザクラ製作委員会」におきましては、昨年10月に東海エリア発の本格的テレビシリーズとなるアニメの放映が始まり、各配信サイトにおいても提供が行われました。

この結果、当事業では売上高は25億51百万円、営業損失は2億7百万円となりました。

【アド事業】

当事業は、「東京営業室」を軸に引き続き映画関連を中心とした営業活動をいたしました。映画関連は一部回復の兆しは見られたものの、催事・イベント等の開催に同感染症の影響が残り、厳しい状況で推移いたしました。また、コインパーキング事業につきましても新規案件が減少し、低迷いたしました。

この結果、当事業では売上高は2億6百万円、営業損失は36百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

同感染症による感染状況やウクライナ情勢によるわが国への影響が懸念され、先行きが不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況のもと当社では、引き続き同感染症の徹底した感染予防対策を施すことで、お客様が安心してご利用いただける環境を提供してまいります。

シネマ部門では、名古屋地区の映画・映像の情報発信基地として、さまざまな番組、さまざまなイベントを提供していくエンターテインメント性の高い劇場運営に努めてまいります。

今後上映予定の主な作品としまして、邦画では、6月公開「鋼の錬金術師 完結編 最後の錬成」、7月公開「キングダム 2 遥かなる大地へ」、9月公開「沈黙のパレード」、冬公開の「ラーゲリより愛を込めて」、洋画では、7月公開「エルヴィス」、「ジュラシック・ワールド 新たなる支配者」、8月公開「ソニック・ザ・ムービー ソニックvsナックルズ」、12月公開の「アバター:ウェイ・オブ・ウォーター」、アニメでは、7月公開「ミニオンズ フィーバー」、8月公開「ONE PIECE FILM RED」、11月公開「すずめの戸締まり」、冬公開の「SLAM DUNK」、ODSでは、「シネマ歌舞伎」や「METライブビューイング」など、幅広いジャンルの良質な作品を取り揃えております。

さらに、上質なアート作品をお届けする「アートレーベル」、コアなアニメ作品をお届けする「アニメレーベル」においても、より充実した番組編成をしてまいります。

飲食部門は、体に優しい食材の提供・商品開発に臨むとともに、イベント等も積極的に実施しながら、お寛ぎいただける空間の創造に努めてまいります。

アド事業では、強みである映画関連を中心に、配給会社、興行会社などのニーズをしっかりと捉えた営業活動を継続し、顧客満足度を上げるよう努めてまいります。

サービス業を営んでいる当社は、新型コロナウイルス感染防止対策をしっかりと図りながら、より良い商品を提供すること、そして、より良いサービスを提供するための人材育成、教育をすることにより、お客様に選ばれる施設となるよう、一層の精進をしまっている所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は147,173千円であり、その主なものは、ミッドランドスクエア シネマの設備更新であります。なお、資金調達につきましては、該当する事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分	年度	第86期	第87期	第88期	第89期 (当事業年度)
		平30.4~31.3	平31.4~令2.3	令2.4~3.3	令3.4~4.3
売上高 (千円)		3,854,213	3,809,428	1,961,789	2,758,040
当期純利益又は 当期純損失 (千円)		104,911	105,687	△326,346	△202,081
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	197.63	199.10	△614.85	△380.74
総資産 (千円)		5,094,852	4,715,745	4,349,145	4,341,349
純資産 (千円)		3,769,928	3,782,885	3,525,966	3,247,954

- (注) 1. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 第86期は、「万引き家族」、「劇場版コード・ブルー ドクター・ヘリ緊急救命」、「ジュラシック・ワールド炎の王国」、「ミッション：インポッシブル／フォールアウト」、「名探偵コナン ゼロの執行人」、「未来のミライ」などが高稼働いたしました。設備面では、「ミッドランドシネマ 名古屋空港」の改装工事を行いました。
3. 第87期は、「キングダム」、「記憶にございません!」、「アラジン」、「スター・ウォーズ スカイウォーカーの夜明け」、「天気の子」、「アナと雪の女王2」などが高稼働いたしました。設備面では、「ミッドランドスクエア シネマ」のドルビーシネマ工事を行いました。
4. 第88期は、「花束みたいな恋をした」、「新解釈・三国志」、「TENET テネット」、「モン・スター・ハンター」、「劇場版『鬼滅の刃』無限列車編」、「シン・エヴァンゲリオン劇場版」などが高稼働いたしました。設備面では、シネマシステムの更改を行いました。
5. 第89期の状況につきましては、(1)に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況（令和4年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

- ① シネマ事業
映画興行ならびにこれに付帯する業務、飲食店の経営
- ② アド事業
展示装飾および看板の製作業務、広告代理店業務

(7) 主要な事業所（令和4年3月31日現在）

・ 本 社：名古屋市中村区名駅四丁目5番28号

・ 事業所：

< 劇 場 >

ミッドランドスクエア シネマ (14)	名古屋市中村区
ミッドランドシネマ 名古屋空港 (12)	愛知県西春日井郡豊山町

< 飲食店 >

覚王山カフェJi.Coo.	名古屋市千種区
ミッドランドシネマ ドーナツ ファクトリー	名古屋市中村区

< 展示装飾および看板の製作、広告代理店 >

中日本エージェンシー	名古屋市中村区
中日本エージェンシー 東京営業室	東京都千代田区

- (注) 1. 劇場の () 内の数字は、スクリーン数です。
2. 「ミッドランドスクエア シネマ」および「ミッドランドシネマ ドーナツ ファクトリー」は、当社と株式会社松竹マルチプレックスシアターズとの共同事業体が運営しております。
3. 「LA BOBINE ガレットカフェ」は、令和3年10月1日に「ミッドランドシネマ ドーナツ ファクトリー」に改装オープンいたしました。

(8) 従業員の状況（令和4年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52名	3名減	43.3歳	13.0年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（令和4年3月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 530,753株(自己株式9,247株を除く)
 (3) 株主数 2,917名(前期末比3名増)
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
東和不動産株式会社	40,000株	7.53%
トヨタ自動車株式会社	30,000	5.65
松竹株式会社	20,000	3.76
株式会社三菱UFJ銀行	5,400	1.01
服部徹	5,200	0.97
廣野純弘	4,392	0.82
濱谷巨匠	4,300	0.81
岡本藤太	3,700	0.69
服部敬徳	3,000	0.56
横山秀昭	2,800	0.52

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(9,247株)を控除して計算しております。
 2. 東和不動産株式会社は、令和4年4月27日付けでトヨタ不動産株式会社に商号変更いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（令和4年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
服部 徹	代表取締役社長	感動創造支援本部本部長 経営企画部担当
貴田 吉晴	取締役	感動創造本部本部長 興行部担当 興行部部長
小塚 康	取締役	感動創造本部副本部長 企画営業部担当 企画営業部部長
山村 知秀	取締役	東和不動産株式会社代表取締役社長
高橋 敏弘	取締役	松竹株式会社専務取締役
細川 秀樹	常勤監査役	
岡本 安史	監査役	大栄産業株式会社取締役
田中 誠治	監査役	田中会計事務所所長

- (注) 1. 山村知秀氏および高橋敏弘氏は、社外取締役であります。
2. 岡本安史氏および田中誠治氏は、社外監査役であります。
3. 岡本安史氏および田中誠治氏は、株式会社名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 田中誠治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 山村知秀氏および高橋敏弘氏は、令和3年6月22日開催の第88回定時株主総会において、取締役を選任され、就任いたしました。
6. 東和不動産株式会社は、令和4年4月27日付けでトヨタ不動産株式会社に商号変更いたしました。
7. 高橋敏弘氏は、令和3年5月に松竹株式会社の専務取締役に就任いたしました。
8. 鵜飼正男氏および大谷信義氏は、令和3年6月22日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
9. 令和4年3月31日現在の執行役員は、加藤康章氏（感動創造支援本部副本部長 総務部担当 経理部担当 経理部部長 経営企画部部長）の1名であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役および監査役の報酬等

- ① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成25年6月25日開催の第80回定時株主総会において年額19,000万円以内（うち社外取締役は年額1,200万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、平成25年6月25日開催の第80回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。

- ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項
当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。
取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。その内容は、次のとおりとなります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績、企業価値向上の貢献意欲向上等を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および賞与としての業績連動報酬により構成され、監督機能を担う非常勤取締役（社外取締役）については、その職務に鑑み、原則として基本報酬を支払うこととする。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、基準額に対して役位ごとに一定の倍率を乗じて算出したものを基準に、経営成績、経済情勢、社員給与とのバランス、経営能力および功績等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、非常勤取締役（社外取締役）の基本報酬は、上記の基準による報酬額の20%から50%の範囲とする。

ウ. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、業績貢献への意欲を高めることを目的とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値の達成度合いを勘案し、賞与として、一定の時期に支給する。

エ. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬をベースとしたうえで、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、社外取締役の意見も踏まえ決定するものとする。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、経営能力や功績を勘案した各取締役の基本報酬の額および役員個々の業務執行状況を勘案した賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、非常勤取締役（社外取締役）と協議するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議の内容を踏まえたうえで決定をしなければならないこととする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社取締役会は、代表取締役社長服部徹に対し各取締役の基本報酬の額および賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員 の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取 締 役 (うち社外)	48,630 (3,750)	48,630 (3,750)	— (—)	6 (3)
監 査 役 (うち社外)	16,800 (6,000)	16,800 (6,000)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外)	65,430 (9,750)	65,430 (9,750)	— (—)	9 (5)

(注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、令和3年6月22日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名を含んでおり、また、無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。

2. 当事業年度に係る業績連動報酬等の支給はございませんでした。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役山村知秀氏は、東和不動産株式会社の代表取締役社長であります。同社は当社の大株主であり、同社と当社との間には劇場等の賃貸借等の取引関係があります。なお、東和不動産株式会社は、令和4年4月27日付けでトヨタ不動産株式会社に商号変更いたしました。
- ・取締役高橋敏弘氏は、松竹株式会社の専務取締役であります。同社は当社の大株主であり、同社と当社との間には映画配給等の取引関係があります。
- ・監査役岡本安史氏は、大榮産業株式会社の取締役であります。同社と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役田中誠治氏は、田中会計事務所所長であります。同所と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	山 村 知 秀	令和3年6月の就任後開催の取締役会10回のうち8回出席し、豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に助言等をいただくこと、および、客観的・中立的立場で取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役	高 橋 敏 弘	令和3年6月の就任後開催の取締役会10回のうち9回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に助言等をいただくこと、および、客観的・中立的立場で取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監 査 役	岡 本 安 史	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席、また、監査役会13回のうち13回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	田 中 誠 治	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会13回のうち13回出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的な見識により、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名

公認会計士 早稲田智大
公認会計士 前田 勝己

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額
- | | | |
|-------|-------|---------|
| 公認会計士 | 早稲田智大 | 4,200千円 |
| 公認会計士 | 前田 勝己 | 4,200千円 |
- ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
- | | | |
|-------|-------|---------|
| 公認会計士 | 早稲田智大 | 4,200千円 |
| 公認会計士 | 前田 勝己 | 4,200千円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定事項は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「行動規範」およびコンプライアンス諸規程を取締役および使用人の行動規範とし、代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役および使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

- ② 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力および団体とは断固として対決し、決して経済的な利益供与をしないことを徹底する。
- ③ 代表取締役社長が委員長となるコンプライアンス委員会を設置し、総務部が中心となり全社横断的に統括する。
- ④ 違反または違反行為を発見した場合は、「内部通報規程」に従いすみやかに報告し、処置または対策を命ずるほか、必要に応じて月次の取締役会において協議する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ① 「文章管理規程」に従い、取締役および執行役員（以下、役員という。）の職務執行に係る情報を文章または電磁的媒体（以下、文章等という。）に記録し、保存するものとし、必要に応じて取締役、監査役等が、閲覧可能な状態を維持する。
- ② 法令または取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理方針」に基づき、経営に影響をおよぼす部門横断的なリスクを認識し、評価し、適切に対応するため「リスク管理規程」を制定し、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。
- ② リスクに関する統括部署は内部監査室とし、各部署における損失の危険に繋がりうるリスクの洗い出し・評価、リスクに対する対応状況を把握し、リスクの防止および会社損失の最小化を図る。
- ③ リスクの現実化に伴う危機に備え、経営危機が発生した場合の対応として「経営危機管理規程」を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」に基づき毎月1回取締役会を開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤取締役、執行役員、各部門の部長、統括マネージャー、およびマネージャーにより構成される営業会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本事項および重要事項を決定し、慎重な意思決定を行う。また、常勤取締役、執行役員、および各部門の部長が出席し、毎週1回開催される経営会議、ならびに常勤役員、執行役員、および各部門の部長が出席し、毎週1回開催される部長会において、事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件については事前協議を行うものとする。

- ③ 経営会議の議事録は、「文章管理規程」に従い、記録し、保存するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。
 - ④ 「金融商品取引法」に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するため、当社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は置かないものとする。ただし、監査役は必要に応じて総務部長の了承を得た上で、各部署の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。また、その使用人は、監査役からの命令に関して独立性を図るため、取締役からの指揮命令を受けないものとし、その指示の実効性を確保するものとする。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価等は監査役会との協議のうえ決定するものとする。
 - ③ 内部監査室は、必要に応じて監査役を補助する。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 監査役は、経営の意思決定や業務執行の状況を把握するため、取締役会に出席する。必要なつど取締役または使用人に対して、報告や関係資料の提示を求めることができる。
 - ② 監査役は、取締役会のほか重要と思われる会議に出席することができる。
 - ③ 当社の決算情報、稟議書、営業報告等、監査役業務の遂行に必要な情報を、保管文章を介して、監査役はいつでも閲覧できる。
 - ④ 取締役は会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実を発見したときには、直ちに監査役会に報告する体制を確保する。
 - ⑤ 報告を行った者に対し、報告したことを理由として不利益が生じないことを確保するものとする。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役、業務担当役員との間の定期的な意見交換会を行う。また、必要に応じて会計監査人から説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。
- ② 監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行

取締役会を12回開催し、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされております。

(2) コンプライアンス体制

「コンプライアンス委員会」を4回開催し、コンプライアンスの順守状況等の報告を行うとともに、問題点を洗い出し、その改善を図っております。

(3) リスク管理

「コンプライアンス委員会」において、当社におけるリスクを検証し、その管理状況の確認および情報共有を行っております。

(4) 内部監査

内部監査室が年間の監査計画に基づき、各部門において書類の閲覧およびヒアリング等を通じて監査を行っております。

(5) 監査役の職務の執行

監査役会を13回開催し、監査に関する重要な報告を受け、協議および決議を行っております。また、監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、代表取締役社長、社外取締役、会計監査人、ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,336,825	流 動 負 債	625,185
現金及び預金	740,309	買掛金	335,537
受取手形	493	リース債務	58,165
売掛金	196,266	契約負債	36,341
有価証券	300,000	未払法人税等	9,047
商品及び製品	5,020	未払消費税等	18,540
原材料及び貯蔵品	2,017	未払費用	93,330
前払費用	30,084	賞与引当金	16,480
預け金	39,791	その他の	57,742
未収還付法人税等	1,762		
その他	21,080		
固 定 資 産	3,004,524	固 定 負 債	468,209
有形固定資産	(1,843,711)	リース債務	120,501
建築物	932,831	退職給付引当金	72,833
構築物	765	長期未払金	21,500
機械装置	54,168	資産除去債務	87,039
器具備品	160,033	受入保証金	104,244
土地	695,913	繰延税金負債	62,091
無形固定資産	(42,430)	負 債 合 計	1,093,394
電話加入権	1,147	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	41,283	株 主 資 本	3,066,130
投資その他の資産	(1,118,381)	資本金	(270,000)
投資有価証券	544,123	資本剰余金	(13)
関係会社株式	10,000	資本準備金	13
差入保証金	535,000	利 益 剰 余 金	(2,866,733)
長期前払費用	29,257	利益準備金	67,500
		その他利益剰余金	2,799,233
		配当準備積立金	160,170
		別途積立金	2,380,000
		繰越利益剰余金	259,062
		自 己 株 式	(△70,616)
		評価・換算差額等	181,824
		その他有価証券評価差額金	(181,824)
資 産 合 計	4,341,349	純 資 産 合 計	3,247,954
		負 債 純 資 産 合 計	4,341,349

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,758,040
売 上 原 価		1,470,387
売 上 総 利 益		1,287,653
販売費及び一般管理費		1,530,912
営 業 損 失		243,259
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	11,506	
協賛金収入	9,345	
助成金収入	105,288	
出資分配金	2,408	
雑収入	1,843	130,392
営 業 外 費 用		
支払利息	41	
長期前払費用償却	3,034	
雑損失	2,757	5,833
経 常 損 失		118,700
特 別 利 益		
投資有価証券売却益		53,752
特 別 損 失		
固定資産売却損	84	
固定資産除却損	400	
減損損失	1,431	1,916
税引前当期純損失		66,863
法人税、住民税及び事業税	1,146	
法人税等調整額	134,071	135,217
当 期 純 損 失		202,081

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	270,000	13	67,500	192,016	2,380,000	483,003	3,122,520
会計方針の変更による累積的影響額						△21,859	△21,859
会計方針の変更を反映した当期首残高	270,000	13	67,500	192,016	2,380,000	461,144	3,100,660
当期変動額							
配当準備積立金の取崩				△31,845		31,845	
剰余金の配当						△31,845	△31,845
当期純損失						△202,081	△202,081
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計				△31,845		△202,081	△233,927
当期末残高	270,000	13	67,500	160,170	2,380,000	259,062	2,866,733

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△70,406	3,322,127	203,838	203,838	3,525,966
会計方針の変更による累積的影響額		△21,859			△21,859
会計方針の変更を反映した当期首残高	△70,406	3,300,267	203,838	203,838	3,504,106
当期変動額					
配当準備積立金の取崩					
剰余金の配当		△31,845			△31,845
当期純損失		△202,081			△202,081
自己株式の取得	△210	△210			△210
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△22,014	△22,014	△22,014
当期変動額合計	△210	△234,137	△22,014	△22,014	△256,151
当期末残高	△70,616	3,066,130	181,824	181,824	3,247,954

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

耐用年数等は法人税法の減価償却の方法と同一の基準によっております。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

・無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

耐用年数等は法人税法の減価償却の方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

・賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益および費用の計上基準

(1) 映画館関連事業

映画館関連事業においては顧客に対して映画を鑑賞するサービスを提供しており、予め取り決められた鑑賞料金を取引価格として、映画を鑑賞するサービスを顧客が享受した時点で収益を認識しております。

また、映画館の会員に対して付与したポイントは、履行義務を充足していないものとみなし、収益として認識しておりません。

一方、会員が使用したポイントは履行義務を充足したとみなし、収益として認識しております。

映画館売店においては、顧客に対して飲食物、商品等を提供しており、予め取り決められた飲食代金、商品代金等を取引価格として、飲食を提供するサービス、商品等を顧客が享受した時点で収益を認識しております。

(2) 飲食店関連事業

飲食店関連事業においては、顧客に対して飲食物を提供しており、予め取り決められた飲食料金を取引価格として、飲食を提供するサービスを顧客が享受した時点で収益を認識しております。

(3) 不動産賃貸関連事業

不動産関連事業においては、契約者に対して不動産を貸与しており、賃貸借契約により取り決められた賃貸サービスの対価を取引価格として、不動産を賃貸するサービスを契約者が享受した時点で収益を認識しております。

(4) 看板製作及び広告関連事業

看板製作及び広告関連事業においては、顧客に対して看板等の製作物を作成して納めており、予め取り決められた看板等の製作物の対価を取引価格として、看板等の製作物を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

看板製作及び広告関連事業に関する取引の対価は、製作物等の引き渡し後、概ね1か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用

収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の映画館で提供しておりますポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる直接的費用が発生しないため、会計処理を行っておりませんでした。当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は4,879千円減少し、営業損失、経常損失および税引前当期純損失はそれぞれ4,879千円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は21,859千円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

・当事業年度計上額 33,337千円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、その回収可能性の会計上の見積りを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等、将来の不確実性な経済条件の変動により、今後の実際の推移がこの仮定と乖離する場合には、翌事業年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	5,000千円
建 物	155,938千円
土 地	60,515千円
合 計	221,454千円

上記に対応する債務

受入保証金	101,124千円
買掛金	983千円
合 計	102,107千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,226,232千円

(損益計算書に関する注記)

減損損失の内容

(1) 減損損失に至った経緯

シネマ事業において、市況の悪化等により収益力の低下している飲食店の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 減損損失の内訳

建物、構築物	338千円
器具備品	1,093千円
合 計	1,431千円

(3) 回収価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、営業活動から生じる将来キャッシュフローがマイナスであることから、ゼロとして評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 540,000株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 9,247株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
令和3年6月22日 定時株主総会	普通 株式	15,923	30	令和3年 3月31日	令和3年 6月23日
令和3年11月11日 取締役会	普通 株式	15,922	30	令和3年 9月30日	令和3年 12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
令和4年6月22日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	15,922	30	令和4年 3月31日	令和4年 6月23日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,411千円
賞与引当金等	5,801千円
未払事業所税	1,160千円
ゴルフ会員権評価損	3,801千円
減価償却超過額	1,877千円
退職給付引当金	22,228千円
契約負債	11,091千円
長期末払金	6,561千円
繰越欠損金	173,848千円
資産除去債務	27,014千円
小計	<u>255,797千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	<u>△165,178千円</u>
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	<u>△57,281千円</u>
繰延税金資産合計	<u>33,337千円</u>

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△79,868千円
資産除去債務に対応する除去 費用	△15,559千円
繰延税金負債合計	<u>△95,428千円</u>
繰延税金負債純額	<u>△62,091千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となつた主な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため記載しておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にシネマ事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、市場価格のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算後、最長で6年10ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権等について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	844,073	844,073	—
資産計	844,073	844,073	—
リース債務	178,666	178,666	—
負債計	178,666	178,666	—

(注)1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、ならびに買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	50

上記については「有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価	レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	366,730	—	—	366,730
その他	—	477,342	—	477,342
資産計	366,730	477,342	—	844,073

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

・有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有しているその他有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	178,666	—	178,666
負債計	—	178,666	—	178,666

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

・リース債務

時価が帳簿価額と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の概要

当社は、名古屋市において、賃貸商業施設（土地を含む）等を所有しております。令和4年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は52,010千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産に関する貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

貸借対照表計上額			決算日における 時価 (千円)
当事業年度 期首残高 (千円)	当事業年度 増減額 (千円)	当事業年度 期末残高 (千円)	
893,489	△13,051	880,437	1,762,414

(注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動は、減価償却費であります。

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社は、損益等からみて重要性が乏しいと判断し、持分法を適用した場合の投資損益の金額は算出しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員が代表権を有している会社	東和不動産株式会社	被所有7.53%	建物の賃借	家賃他の支払	208,616	前払費用	25,539
				保証金の差入	—	差入保証金	275,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 東和不動産株式会社については、当社取締役山村知秀氏が代表取締役社長を務めております。なお、東和不動産株式会社は、令和4年4月27日付けでトヨタ不動産株式会社に商号変更いたしました。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	シネマ	アド	計		
売上高					
映画館関連	2,380,029	—	2,380,029	—	2,380,029
飲食店関連	91,550	—	91,550	—	91,550
不動産賃貸関連	79,762	—	79,762	—	79,762
看板製作及び広告関連	—	206,698	206,698	—	206,698
顧客との契約から生じる収益	2,551,341	206,698	2,758,040	—	2,758,040
外部顧客への売上高	2,551,341	206,698	2,758,040	—	2,758,040
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,551,341	206,698	2,758,040	—	2,758,040

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5.収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権および契約負債の期首残高および期末残高は、下記のとおりであります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	183,237千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	196,760千円
契約負債（期首残高）	31,461千円
契約負債（期末残高）	36,341千円

契約負債は主に、当社の映画館で提供しておりますポイント制度における当該ポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務は当事業年度末において36,341千円であります。当該履行義務は映画館関連事業におけるポイント制度における当該ポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であり、期末日後1年以内に約75%、残り25%がその2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 6,119円52銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 380円74銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月18日

中日本興業株式会社
取締役会 御中

早稲田公認会計士事務所
愛知県名古屋市
公認会計士 早稲田 智 大
前田勝己公認会計士事務所
愛知県名古屋市
公認会計士 前 田 勝 己

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本興業株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（公認会計士早稲田智大、公認会計士前田勝己）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月20日

中日本興業株式会社 監査役会

常勤監査役	細川 秀樹	㊟
監査役（社外監査役）	岡本 安史	㊟
監査役（社外監査役）	田中 誠治	㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針につきましては、長期的に安定した経営基盤の確保に努め、業績および配当性向等を総合的に勘案して、安定した配当を維持していくことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、業績および今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額 15,922,590円

(注) 中間配当を含めました年間の配当金は、1株につき60円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和4年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が令和4年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

＜ご参考＞

令和4年9月1日に株主総会資料の電子提供制度が施行されます。

これに伴い、次回（令和5年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集のご通知（ウェブサイトに掲載したことおよびURL等を記載したお知らせ）をお届けすることになります。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を管理している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

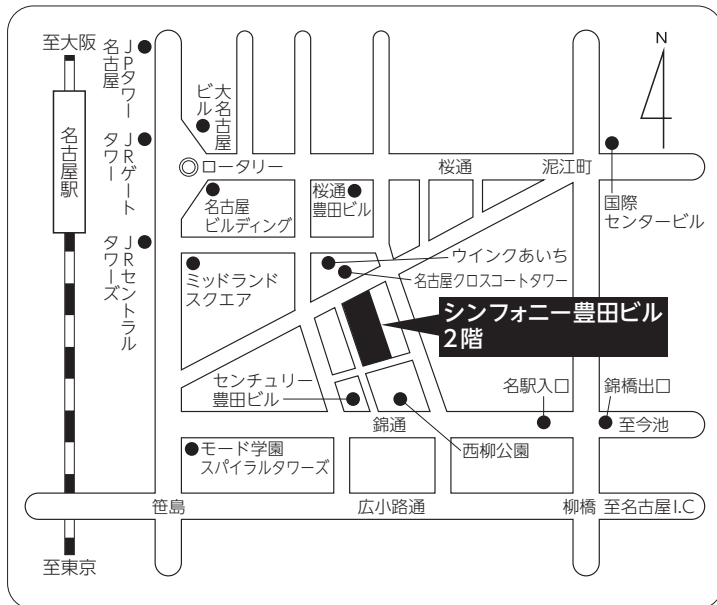
現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第16条 <記載省略></p> <p><u>第17条（株式会社参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 規></p>	<p>第1条～第16条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p><u>第17条（電子提供措置等）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第18条～第49条 <記載省略></p>	<p>第18条～第49条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この定款は、昭和29年7月23日に制定する。</p> <p>昭和29年11月25日一部変更 昭和30年5月28日一部変更 昭和31年5月29日一部変更 昭和34年5月28日一部変更 昭和34年11月28日一部変更 昭和41年11月25日一部変更 昭和50年5月30日一部変更 昭和57年6月29日一部変更 昭和60年6月27日一部変更 平成3年6月26日一部変更 平成6年6月28日一部変更 平成11年6月25日一部変更 平成14年6月26日一部変更 平成15年6月26日一部変更 平成16年6月25日一部変更 平成18年6月25日一部変更 平成21年6月24日一部変更 平成25年6月25日一部変更</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条</u> この定款は、昭和29年7月23日に制定する。</p> <p>昭和29年11月25日一部変更 昭和30年5月28日一部変更 昭和31年5月29日一部変更 昭和34年5月28日一部変更 昭和34年11月28日一部変更 昭和41年11月25日一部変更 昭和50年5月30日一部変更 昭和57年6月29日一部変更 昭和60年6月27日一部変更 平成3年6月26日一部変更 平成6年6月28日一部変更 平成11年6月25日一部変更 平成14年6月26日一部変更 平成15年6月26日一部変更 平成16年6月25日一部変更 平成18年6月25日一部変更 平成21年6月24日一部変更 平成25年6月25日一部変更 令和4年6月22日一部変更</p> <p><u>第2条</u> <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第3条</u> 前条の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第4条</u> 本附則第2条から本条までの規定は、<u>令和5年3月1日または前条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

株主総会「会場ご案内略図」

日時／令和4年6月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時予定）
会場／名古屋市中村区名駅四丁目11番27号
シンフォニー豊田ビル 2階
「ミッドランドスクエア シネマ2」
問合せ電話番号 <052> 551-0274



専用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

JR名古屋駅・名鉄名古屋駅・近鉄名古屋駅・地下鉄名古屋駅より徒歩にて約8分です。

**議決権を行使していただきました株主様に、
映画観賞券 を後日送付させていただきます。**

